

## [事案 2024-307] 損害賠償請求

・令和7年9月26日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年7月に銀行を募集代理店として契約した指定通貨建個人年金保険について、令和6年9月に解約したが、以下の理由により、一時払保険料と解約払戻金との差額を損害賠償してほしい。

- (1) 契約時、募集人は、クーリング・オフの説明をしなかった。
- (2) クーリング・オフ可能期間内である令和5年8月に、代理店を訪問しクーリング・オフを申請したが、募集人は、クーリング・オフの手順を説明せず、結果として自分のクーリング・オフの申請は受理されなかった。その後、解約し解約払戻金を受け取ったが、その額は一時払保険料額を下回っていた。
- (3) 募集人から、契約時にクーリング・オフの説明を受け、クーリング・オフを申請した際にクーリング・オフの手続を案内してもらえていれば、損失は発生しなかったはずである。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時、募集人は、申立人に対し、「契約締結前交付書面兼商品パンフレット（契約概要/注意喚起情報）」を使用して、クーリング・オフの説明をした。
- (2) 申立人は、令和5年8月に代理店を訪問した際、募集人に対し、本契約は中途解約の解約返戻金額についてリスクが大きいため、「クーリング・オフをして、死亡給付割合が100%の保険契約に再申込みをすることを検討したい」との申し出をしたが、募集人が、再申込みをすると適用される積立利率が変更になることを案内したところ、申立人は、その場で再考し、解約や死亡が生じる可能性は考えにくいとしてリスクを許容して、クーリング・オフを行わずに本契約を継続することを自ら決めた。
- (3) 募集人は、一貫して申立人の意思および判断を尊重して対応しており、クーリング・オフを妨げるような行為は一切していない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、クーリング・オフの説明状況等を把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。